

## 室蘭地区排出油等災害対策協議会会則

### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、室蘭港及びその付近海域において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

### (会の名称)

第2条 会の名称を「室蘭地区排出油等災害対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の連絡
  - ロ 人員、施設、器材の動員
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な施設、器材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練
- (4) 排出油等防除活動の実施の推進
- (5) その他排出油等防除に関する重要事項の協議

### (組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- (1) 会長は、室蘭海上保安部長をもって充てる。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 会員は、室蘭港及びその付近海域において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関若しくは団体（以下、「機関等」という。）の長又はその指名する職員をもって充てる。
- (4) 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置く。
- (5) 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから会議の同意を得て

会長が委託する。

( 会議 )

第 5 条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- ( 1 ) 定例会議は、年 1 回開催する。
- ( 2 ) 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

( 資料の交換 )

第 6 条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年 2 回 ( 3 月 3 1 日、9 月 3 0 日現在 ) 会長に提出し、会長は、それを取りまとめ会員に配付するものとする。

- ( 1 ) 施設、器材の整備、保有状況
- ( 2 ) 情報連絡体制 ( 連絡担当者、昼夜間の電話番号 )
- ( 3 ) その他必要な事項

( 訓 練 )

第 7 条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を行うものとする。

( 情報提供及び防除活動 )

第 8 条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 会員である船舶所有者等は、海防法第 3 9 条第 2 項各号に掲げる原因者又は同条第 4 項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 3 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第 4 1 条の 2 の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 会員である民間防災機関、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

( 総合調整本部の設置及び活動の調整並びに総合調整本部の任務 )

第 9 条 防除活動を実施する場合は、直ちに総合調整本部を設け、会長が活動の調整を行うものとする。

- ( 2 ) 8 条の要請を受けた機関等の長は、所属する関係職員をただちに総合調整

本部に派遣するものとする。

(3) 総合調整本部は、次の業務を行う。

- イ 隣接協議会等が行う防除活動の調整
- ロ 会員相互の情報交換
- ハ 排出油等状況の変化等に伴う出動勢力の調整
- ニ 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第10条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第11条 防除活動を実施した各機関の所属する者が、活動のために災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(協議)

第12条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し、決定するものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、室蘭港及びその周辺海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べる事が出来るものとする。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、室蘭海上保安部警備救難課において行う。

付 則

この会則は昭和49年11月29日から施行する。

平成7年10月1日一部改正

付 則

この会則は平成19年9月21日から施行する。